

川崎市教育委員会規則第14号

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

川崎市教育委員会

教育長 落合 隆

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和 46 年川崎市教育委員会規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表指導課の項中第 9 号を第 10 号とし、第 3 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）学校事故等詳細調査委員会に関すること。

附 則

この規則は、令和 7 年 12 月 26 日から施行する。